

検査主任者の資格について

(法第 52 条、容器則第 34 条、国際容器則第 25 条)

1. 製造保安責任者免状の交付を受けている者

2. 省令で定める知識経験を有する者

学歴	実務経験
大学若しくは高等専門学校で 化学、物理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業	実務経験 1 年以上
高等学校若しくは工業学校で 工業に関する課程を修めて卒業	実務経験 2 年以上
	実務経験 3 年以上

※実務経験は、高圧ガスの充てん、容器若しくは附属品の製造又は検査が該当

3. 1 級大型（小型）自動車整備士、1 級二輪自動車整備士、2 級ガソリン自動車整備士、2 級ディーゼル自動車整備士、2 級二輪自動車整備士の資格を有する者

〔※専ら天然ガス自動車、圧縮水素自動車、国際圧縮水素自動車等に係る容器、附属品を検査する容器検査所に限る〕

検査主任者を選任、解任した時は、遅滞なく届出をお願いします。